

# 平成 22 年度大磯町教育委員会第 12 回定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 3 月 23 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 00 分  
閉会時間 午前 11 時 00 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 岩 井 喜久枝 委員長  
竹 内 清 委員長職務代理者  
大 橋 伸 明 委員  
曾根田 眞 二 委員  
二挺木 洋 二 教育長職務代理者子ども育成課長  
林 正 人 子ども育成課主幹  
大 隅 則 久 子ども育成課子育て支援室長  
松 本 卓 次 生涯学習課長  
山 口 章 子 生涯学習課図書館長  
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長  
佐 野 慎 治 総務課主幹  
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 1 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項  
議案第 22 号 平成 23 年度教育委員会基本方針について  
議案第 23 号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について  
議案第 24 号 中地区教科用図書採択協議会の設置について  
議案第 25 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 26 号 県費負担教職員の任免に係る内申について  
議案第 27 号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について
8. 報告事項  
報告事項第 1 号 平成 23 年大磯町議会 3 月定例会について  
報告事項第 2 号 平成 23 年図書館蔵書点検のための休館について
9. その他

## (開 会)

出席委員が4名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

## (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

## 教育長報告

教育長職務代理者) それでは、平成23年2月定例会が開催されました平成23年2月16日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。2月16日、定例会終了後、午後から教育委員及び事務局職員により、たかとり幼稚園を訪問し、保育状況の視察、先生との意見交換をいたしました。2月18日からは、3月議会が始まり、2月24日に総括質疑、2月28日、3月1日に一般質問、3月2日に予算説明会、3月8日予算特別委員会(教育委員会関係)が行われ、3月16日に閉会いたしました。議会の概要につきましては、後ほど報告いたします。2月19日、図書館において、昨年11月の台風のため延期しましたOISO学び塾の町の歴史講座、「幕末の大磯」を開催し、45名の参加がありました。2月25日、新小学1年生へ湘南リビング新聞社から交通安全手帳、神奈川県トラック協会からランドセルカバーの贈呈がありました。3月6日から5月15日まで、郷土資料館企画展「大磯町の海辺の自然」を開催しております。3月9日から中学校、小学校、生沢分校、幼稚園、保育園と卒業式、卒園式が行われましたが、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。3月14日、臨時経営者会議を開催し、3月11日に発生しました東北関東大震災による計画停電による対応について検討し、幼稚園、小中学校においては、特に休園休校はしない、小学校給食は3月16日まで通常給食の実施を確認しました。また、地震津波時の児童生徒の登下校の扱い等について、確認いたしました。3月17日は、大磯中学校生徒会から、東北関東大地震義援金と旧吉田邸再建基金への寄付がありました。3月18日、教育委員会勉強会を開催し、町総務課より新しい執行体制の考え方の説明を受けました。同日、図書館において第3回図書館協議会を開催し、第二次子ども読書活動推進計画、サービス計画等について協議を行いました。最後に、計画停電の実施に伴う措置として、生涯学習館、図書館、学校施設スポーツ開放につきましては、午後5時以降の使用を中止することといたしました。また、予定しておりました生涯学習関連の講座等一部を除き延期または中止いたしました。その他の諸行事につきましては執行報告表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

## 議案第22号 平成23年度教育委員会基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

子ども育成課主幹) 平成 23 年度教育委員会基本方針につきましては、1 月の勉強会、2 月の定例会で協議をいただきました。その間、いろいろとご意見、加除訂正等行いまして、本日、最終的に提案をするものでございます。この関係で本日は 2 月 16 日以降に訂正を行った部分について簡単にご説明をいたしまして、その後、ご審議いただければと思います。それでは 1 ページをご覧ください。まず、前文でございますが、最初の行の「教育三法の改正を踏まえ、大磯町教育委員会では」と訂正しております。以前は「教育三法の改正により」という表現でしたが「全国各自治体」の表現はここでは必要ではないかという意見がありましたので、「大磯町教育委員会」の表現に簡単に変更しました。それから 2 行目ですが、後段の方に「地方教育行政」の「地方」という言葉を取るか取らないかというご意見がございましたが、最終的には「地方教育行政の組織運営に関する法律」にも「地方教育行政」という表現、それと大磯町教育委員会で行っております点検評価の中でもこれを引用している部分もありましたので、この部分につきましては、このまま地方教育行政という表現にしております。それから前文の下から 2 番目ですが「教育委員会活動」の「活動」という表現が無くて良いのではないかという意見がございましたが、教育委員会という括りにした中で教育委員会活動も含まれているのだと思いますが、教育委員会の仕事の内容というものも先程、申しました法律の中で何項目か明記されておりますので、敢えてここではこういう具体的な教育委員会の活動ということで、この活動という文言もそのまま付けさせていただいております。次に義務教育の基本方針に入りまして、目標の 1 番、「各小学校では新学習指導要領に則った適切な」という言葉になっておりましたが、その後段の各中学校ではという表現と合わせる形を取りまして、敢えて適切なという表現は必要ないということでここはカットいたしました。重点施策にいきまして、1 番の(1)の 2 行目です。「基礎的・基本的な学習内容の確実な定着とそれらも」という表現でしたが、「それら」よりも「これら」という表現の方が良いのではないかとということで「これら」に変更してございます。次に(4)ですがこれは単純に字を 1 字抜かしておりました。1 行目ですが、「研修を深めるとともに」の「と」が抜けておりました。次に「事務処理の簡略化や個人情報等となっております」が、厳密には「個人情報の保護」ということで「保護」を付け加えております。2 ページにいけます。(7)の 2 行目ですが「また、いじめ・不登校をはじめ課題という表現」を「様々な」ということで付け加えております。次に子育て支援の基本方針に入りまして、目標の 4 番と 5 番になりますが、「身近な場所で子育て支援を受けられる「まち」をめざします」という表現がありますが敢えて町をひらがな表記にしておりますが前後の文章の関係で鍵括弧をつけさせていただいております。それから重点施策の 1 番ですが、こちらは訂正されておられません申し訳ありません。後段の方で「預かり保育を実施することで」という表現になっておりますが、このままですと子育て支援を推進する施策が預かり保育を実施することに強調されるので「など」と訂正してございます。次に 3 ページの生涯学習の基本方針の重点施策の 2 番、2 行目ですが、「登録者を講師とした講座を開催し」となっておりましたが「講座を開催するなど」次

に行の「制度の活用」を「活用・活性化」に改めました。次に4番、「目的として、防犯カメラ」という表現にさせていただきます。10番の2行目ですが、「各調査等に並行して」の漢字が違っていましたので、こちらの字の方が一般的なもので訂正させていただきます。次に図書館の基本方針に入りまして、1行目の最初は「町民の知る自由により」という表現でしたが、これも表現としては「知る権利」であろうということで訂正させていただきます。目標の1番、「多様なニーズに答えた」となっていたところを「答えるなど」に3番の「生涯学習課内の各施設との」の「との」を付け加えております。それから郷土資料館の方に行きまして、重点施策の4番にあったものを1番に変更させていただきます。5ページ目に行きまして、その関係で重点施策の1番が4番に移動させていただきます。合わせて標記を防犯カメラに変更させていただきます。それと5番と6番は大幅に文章を付け加えて訂正させていただきます。以上が前回から変更した点でございます。改めてご審議を頂き、承認いただきますようお願いいたします。

(質疑応答)

曾根田委員) 過去に何回か全員でチェックしたのでこれで良いと思います。

竹内委員) 1ページの上から2行目、「大磯町教育委員会では」が主語で「推進に努めてまいりました。」のところでやはり「大磯町教育委員会では」が主語だから「地方」はやっぱりいらぬのかなと思います。地方教育行政の推進、法律では「地方教育行政の管理、運営に関する」という表現がありますが、気になりました。

子ども育成課主幹) 竹内委員が言われるとおりで、大磯町に限定して言いますと教育行政だと思いますが、先程も申しましたとおりで、県との繋がりとかも含めてもう少し広く「地方教育行政について」を意識付ける形もあるのかなと思います。

竹内委員) 確かにそうなんだけれど、逆に主体は大磯町なので、県とか国の話ではないと思います。

大橋委員) すばらしい文言が並んでいるので、ぜひ、これに近づけるように各学校、各園に期待したいと思います。

竹内委員) いろいろなところで課題になっているものが盛り込まれているので、これをどう現場の方に戻していったって、各学校や園の教育方針や経営方針に生かして、教員のレベルまで具現化していくかが今年度やっていかなければいけない一番大事なことで掲げただけでは意味がないので、せつかくすばらしい中身なのでそれをいろんな機会を通じて現場に浸透するようにお願いしたいと思います。

子ども育成課主幹) 学校長・園長の経営者会議の中で、教育委員さんに審議していただいている間、随時、この基本方針については、このような形でご審議いただいておりますという話をさせていただいて学校からも意見をいただいております。昨日の経営者会の中でも今日最終的な決定がありますので、すぐにこれを学校、園の方に配らせていただくということと合わせてこれを基に学校、幼稚園の教育方針を定めて欲しいということも課長からお話をさせていただきました。竹内委員からお話がありましたとおりで、末端の教員まで意識した形で出来るよう今一度、学校、幼稚園の方にも伝えていきたいと思っております。

曾根田委員) もう1つ付け加えたいのは、1年間やってきた僕の反省点でもあります

が、かなりいろいろな課題が出ているので、来年度は特に重要な課題等についてはどのようになっているか、時々、ヒアリングをしたいと思います。教育長以下やっていただくので確認したいと思います。

教育長職務代理者) 町全体である程度、目標管理を定まして、重点施策等につきましては、進行管理をしております。事務局から教育委員さんに四半期ごと事業の進捗状況等を報告したいと考えております。

委員長) 来年度からは小学校で新指導要領が実施されます。大磯町が「心豊かな人を育てるまちづくり」という目標を掲げておりますので私たちもこれから見守っていききたいと思います。質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第22号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第22号 平成23年度教育委員会基本方針については原案どおり承認いたします。

## 議案第23号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

書記が議案を朗読し、教育長職務代理者から提案理由の説明を行った。

子ども育成課主幹) 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について補足説明させていただきます。今回の改正につきましては様式の変更ということで、以前に簡単な様式の変更については教育長の専決で報告事項において説明させていただきましたとご説明させていただきましたが、今回の様式の変更につきましては、学習指導要領の改正に伴う重要な案件ということもございますので、審議をお願いするものでございます。内容について簡単にご説明いたします。資料2の新旧対照表をご覧ください。非常に細かくて申し訳ございません。最初のページは附則を付け加えたものでございます。まず第19号様式の1でございます。これにつきましては、小学校の児童指導要領の学籍と指導の関係で2枚組みになっている1枚目の部分でございます。こちらにつきましては、特に学習指導要領の改正に伴う変更ではございませんがフリガナの標記が「カタカナ」であったものを「ひらがな」に改めたものでございます。この「フリガナ」を「ひらがな」に改めた理由は、いろいろ教育関係に限らず役所関係ではカタカナ標記がコンピュータ処理の関係で多いのだと思いますが、文科省からの事例ではひらがな標記となっていたのと、中学校から高校に行く際に提出する書類も「ひらがな」であることもあって小中でその辺を統一していこうということで様式の氏名のフリガナの欄についてはひらがな標記にここで改めさせていただきました。次に第19号様式の2でございますが、こちらが裏側の指導関係の記録でございます。大きく違いがございませぬのは教科の関係で観点別評価が一部変更になってございます。新しい学習指導要領では大きく4つの観点で「関心、意欲、態度」「思考、判断、表現」「技能」「知識、理解」と4つに整理をした中で教科ごとに観点が標記されております。そして、それが左側に集約される形でまとめてございます。そして、もっとも大きな変更点は外国語活動の記録が右の上に新しくできました。そこに標記されているように観点が

3つございます。その観点に沿って、5年生、6年生で学習した記録を観点にそって記述するという内容です。1行空白があるのは学校で観点を別に設けることもできるという意味合いで空欄がございます。それから裏面にあった特別活動の記録を表面に持ってきてございます。特別活動の記録につきましては、今までに無かった観点を書く欄を設けてございます。裏に行きます。裏面につきましては、特別活動の記録が表面に移動した関係で行動の記録が少し広く取ってある形で、特に変更はございません。様式の1番下にあった注釈をカットして広めに枠を設けております。次に20号様式にいきます。これは小学校児童指導要録の抄本になります。抄本の意味合いは上の学校に進む時のための指導要録を要約したものでございます。それを小学校から中学校へ送る様式でございます。これも「フリガナ」の部分をつらぎな標記に変更してございます。それと外国語活動の記録を下の右側に設けたというのが変更点でございます。次に24号様式ですがこちらは幼稚園の指導要録でございます。小学校、中学校の指導要領の改正に伴う変更とは直接的には関係はございませんが、既に幼稚園の指導要領は平成20年に変更になっておりまして、それに従って指導してきた訳ですが、要録につきましてもその後変更はしていない中で今回は敢えて年数を現行では4ヵ年分の表になっていたのを大磯町の幼稚園は3年保育でございますので、3ヵ年分に改めたということでございます。全国的には4年保育を実施しているところもございますので、当初は4ヵ年分で使用してきたのですが枠そのものを広く使ったつぷりと記述したいということもあって3ヵ年分に訂正いたしました。次に24号様式の2になります。こちらも先程と同様に4ヵ年分を3ヵ年分に変更したものでございます。どちらも、24号様式の1または2も裏面に記載に関する事項の注意書きがございますが、こちらにつきましては、変更はございません。以上が幼稚園を含めた要録の変更でございます。

(質疑応答)

曾根田委員) 基本的にこの様式の変更点は文科省の全国標準とは大きく変えてはいけないはずなので、そこを踏まえた上での幼稚園の様式を3年にしたものは大磯町の特色を出したという理解なので、これに対してどうのこうの反論はしません。1点、わからなかったのは様式1から18についてのフリガナはどうなっているのですか。

子ども育成課主幹) 様々な様式のフリガナ標記で、今回はこちら側にしか重点的に確認をしていないので、特に理由はありませんがそちらの変更は今回は行っておりません。

曾根田委員) 別にやれといっているのではなくて、そうなっているのを知っていますかねという話です。

子ども育成課主幹) 特には。

曾根田委員) 冒頭に申し上げたとおり基準を踏まえた上での特色だと思います。

竹内委員) 国のモデルが示されて、それを踏まえて大磯町はここを変えたというのがあれば、教えてください。

子ども育成課主幹) 19号様式の2の部分でございますが、大きな変更点でございますが、外国語活動の記録の観点ですが、それぞれの学校で独自に観点を決めているの

ですが、文科省で示された事例がこの3つでございます。この3つを基本的に使っていこうというのが大磯町教育委員会としての考え方で教務担当とも打ち合わせをした中で決定したのですが、国の様式は観点ごとの横線がずっと右側まで延びています。この観点ごとの記述をした方が良いでしょうというのが文科省の考え方でございます。県レベルでもこれについてはどちらが良いとも悪いともいえないという回答をいただいて、教務担当が各学校と話あった中で学校としては観点をまとめて全体的な標記をする場合もあるし、必要に応じて学校で線を引いて観点ごとに協議をする、どっちも選びたいということで、敢えて罫線はひいておりません。学校によって引く場合と引かない場合があるということです。

竹内委員) 今の説明で納得いたしました。確かに学校によってはこの3つの観点を平均的にやっていく理由は無い訳だし、5年生は特にこの活動の1番最初の学年なのでどこかに集中的に力を入れて1年間学習をすれば、例えば、真ん中の「外国語活動への慣れ親しみ」の部分を強調して行えば、この部分について強調して記述することになると思うので、主幹の説明でこの形の方が良いのかなと思いました。3つに分けて同じボリュームで内容を書かないといけないので、実質の考え方と若干ずれて無理に3等分しなければいけないという考え方になってしまうとこの趣旨とは違って来る部分もあると思います。

曾根田委員) もう1点、第19号様式の2のところ例えば、社会の2段目は「社会的な思考・判断・表現」となっていますが、科目ごとに微妙に違うのは国の方針でしたか。

子ども育成課主幹) 観点についてはここでの標記は微妙に違いますが、大きな観点では国で示されている観点でございます。

曾根田委員) 社会では旧様式では「社会的な思考・判断」となっていて「表現」が付け加えられていますが、国の様式にも入っていたのですか。

子ども育成課主幹) 前は「技能、表現」が1つの観点になっていたのですが、それが今回は「思考、判断、表現」となって、「技能」が一つ別の形になって、社会でいうと3段目の「観察・資料活用の技能」が1つの観点として設けられたというところに違いがあるのかなと思います。

曾根田委員) 文科省の様式はこうなっているのですか。

子ども育成課主幹) そうです。

曾根田委員) 改正案の国語から体育までの観点が文科省からしめされた表現そのままですかと聞いているのです。

子ども育成課主幹) そのままです。

竹内委員) その辺は揃えて置かないと選抜試験の時の資料にもなるので、独自色を出してしまうと他の学校と比較ができなくなってしまうので、どうしてもやるのなら下の空欄等にその学校が必要があれば入れることが出来ることになっていると思います。

子ども育成課主幹) 指導と評価の一体化ということもあって全国的にこの観点に合わせて評価をしていくということで大きなずれはないということです。

委員長) 幼稚園の抄本を小学校に送るということですが、保育園にもこれに準ずるものがあるのでしょうか。

子育て支援室長) 保育園にもあります。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第 23 号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 23 号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則については原案どおり承認いたします。

## 議案第 24 号 中地区教科用図書採択協議会の設置について

子ども育成課主幹) 説明資料 1 をご覧ください。始めに設置理由でございますが、平成 24 年度使用教科用図書採択に関し、大磯町及び二宮町で中地区教科用図書採択協議会を設置し、調査・研究し、協議を行なうために設置するものでございます。次に、資料 2 で協議会の設置概要につきましてご説明させていただきます。今回の設置概要につきましては、平成 21 年度の採択替え、つまりこの年は、22・23 年度中学校使用の教科用図書の採択のための協議会の設置概要と同様の形でございます。改めて簡単に、ご説明いたします。まず、(1)「設置について」でございますが、協議会設置に対しての目的を記載してございます。次に、「組織」でございますが、委員といたしまして、両町の教育委員をはじめ、記載の職にある者で組織するものでございます。人数につきましては、教育委員及び町立中学校長は全員ということになります。今回は中学校教科用図書の採択となりますので、中学校長が 2 名、小学校長は代表で 1 名ということになります。次の「協議会の会長・副会長」につきましては、会長、副会長それぞれ 1 名の選出方法、職務等でございます。次の、「会議」については、協議会の会議の招集、議事の可否等について、次の、「調査員」については、実際に教科用図書を調査研究する調査員について、その他、3 ページに庶務、経費について、また、「委員等の公正確保」については、公正な立場の者を選出するという趣旨、最後に「委任」についての内容になってございます。本日、この形でご承認頂ければ、直ちに両町それぞれでこの内容に沿った設置要綱を制定いたします。続きまして、平成 24 年度使用中学校教科用図書の採択までの流れにつきましてご説明申し上げます。資料 3 をご覧ください。まず、4 月に調査員の推薦を行い、その後、5 月の中旬に第 1 回目の中地区教科用図書採択協議会を開催する予定となっております。同じく 5 月の中旬になりますが、教育委員会定例会において、平成 24 年度使用教科用図書の採択方針が決定されます。その後、委嘱された調査員による調査活動が開始され、何回かの調査委員会が開催された後、調査報告書が作成されます。また、6 月に入りまして、教科書展示会がございます。これは、実際に採択の候補となるいわゆる検定本の展示会でございます。その後、7 月に入りまして、第 2 回目の採択協議会及び中地区教育委員会連絡会が開催され、24 年度使用の教科用図書について 1 種目ごとに採択の方向性を打ち出していきます。その後、7 月の教育委員会定例会において、最終的に大磯町教育委員会として、1 種目ごとに教科用図書を採択することになります。以上のような採択までの流れを踏まえた中で、今回の中地区教科用図書採択協議会の設置について、ご承認いただけますようお願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。  
議案第 24 号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 24 号 中地区教科用図書採択協議会の設置については原案どおり承認いたします。

## 議案第 25 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長職務代理者) 4月1日から町側及び教育委員会において、理事というものを設置する提案でございます。お手元の資料は右が現行の職員機構の組織図、左側が4月1日からのものがございます。町側の方、は当分の間は副町長が不在ということでありましてけれども、2名の理事を置いて町長の補佐役ということですので。今回の規則改正については、教育委員会の部分でございますけれども、教育委員会については、今の組織では教育長、子ども育成課長、生涯学習課長というラインでしたけれども、今回は新たに教育委員会に理事を置いて、教育長の補佐をして行くという新たな職を設置することになります。条文につきましては、資料の方の新旧対照表で旧の組織では第3条の3項で教育長に事故があるとき又は欠けたときは、職務代理を子ども育成課長、生涯学習課長とするとなっております。今回は理事という職を教育委員会に置くということで、まず、第4条2項の方に理事を置くことができる規定を付けてございます。3項の方では理事の役割ということで「教育長を補佐し、上司の命を受け、事務局の事務を処理する」という役割を示してございます。旧規則では第3条にありました職務代理について新たに第6条で「教育長に事故があるとき又は欠けたときは理事がその職務を代理し、教育長及び理事ともに事故があるときはまたは欠けたときは、子ども育成課長がその職務を代理する。」ということで教育長の職務代理について条文を作っております。参考資料については、資料3で現行の規則、資料4は事務局組織規則ということで根本的には教育委員会の規則はこの規則で定まっております。課長制を引いておりますので、課の中では無く、教育委員会事務局の中に理事を置くということです。教育長から理事を通し繋がっていく感じですね。2年前にあった部長職とは少し違う、教育長を補佐していく役割でございます。

(質疑応答)

曾根田委員) 2つありまして、現行の機構図と新しい機構図がありますが、僕の認識では現行の所を見ていて教育委員会の枠が1つになっていて、その下に線があってその下に教育長があって子ども育成課があったと思いますが、なぜ、現行をこのような形にしているのですか。

教育長職務代理者) 教育委員会は教育委員さんが5人いてその中の事務局で教育長がという機構図ですが、これは教育委員会事務局の間違いだと思えます。

曾根田委員) 姿が違うでしょって質問しているのです。

教育長職務代理者) 曾根田委員がおっしゃっているのはこの上に教育委員があるということですか。

曾根田委員) 違う。教育委員会というのが、機構図見ればわかるでしょ。今の現行と違う機構図を出されても審議できない。

教育長職務代理者) 現行を確認します。

曾根田委員) 過去2回、教育委員長以下我々で意見交換をしましたが、確認の意味で理事はスタッフという意味ですね。

教育長職務代理者) 組織の中に置くことが出来るという規定ですので、ラインからも外れているスタッフという意味です。

曾根田委員) 町側からもキチンと回答頂いたものは、ラインではなくスタッフです。しかも職務権限はありませんという話でした。厳密な意味でいうとスタッフということであれば、基本的にいろいろなものをコーディネートする程度の意味合いですが、この意味でよろしいですか。まず、所掌の業務としては例えば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第26条で決められているように基本的に職務権限はないので教育に関する事務の管理、執行の基本的な方針に係ることにはタッチできません。次にいろいろな意見を聞きましょうというのはあると思いますが、重要な案件に係わることの決裁はしないということですよ。

教育長職務代理者) 特に定めなければ決裁権は発生してきません。

曾根田委員) 町からどのようなことをやるかという細かいことは教育委員会に一任されていますという説明でしたが、それでよろしいでしょうか。基本的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第19条の2項と第7項に教育長の推薦によって教育委員が推薦するとなっていますが、今回は手順を間違っていると申し上げていますが、それについては議論が終わっているので良いのですが、前段を踏まえて、そのような位置づけという理解でいるのですが、委員長よろしいですか。

委員長) はい。

曾根田委員) これはきちんと残してください。

教育長職務代理者) 教育委員会の組織または職の設置については、事前に町と教育委員会が協議しながら、当然これは教育委員会の規則でございますので、進め方としては、町と教育委員会とで協議を重ねながらやっていくことだと思います。今回、少しお時間が無くなって、町側から教育委員さんへの一方的な形になってしまいましたが、今後は事前に町の方と教育委員会との調整を図りながら、他の教育委員会関係のものも調整を図りながらやっていきたいと思っております。

曾根田委員) 法の規定に反していることが1つとそれを踏まえて先程申しあげたスタッフ組織であるとラインではありません。職務権限もありません。細かい点については教育委員会の中で決めるという意識付けでよろしいでしょうか。

教育長職務代理者) 今、職の設置で教育委員会に理事を置くという相対的な規則改正をしました。その理事が教育委員会の職務権限の中でどのような役割をして行くかは4月以降に教育長が決まりましたら、教育長や教育委員さんと話あって、理事の役割ができるようになれば、理事の役割を教育委員会の規則等を定めてやっていくのが法的な職務権限の手順かなと思います。今のところはないとい

うことになっております。職務権限はありませんが、職務権限を持たせるかは教育委員会の中で決めるという意味合いです。

曾根田委員) 教育委員の下でやっていただくという認識で良いですか。

教育長職務代理者) 当然、理事に決裁権が与えられれば、この合議制の中で決めていくということです。先程の組織図ですが誤りがありましたので差し替えさせていただきます。

曾根田委員) それはだれが作ったのですか。

教育長職務代理者) 総務課です。

曾根田委員) 間違っただけを出されて非常に不愉快だから釈明してください。

大橋委員) 理事というものが出来て、教育長に事故があった時に職務を代理しとありますが、本当は教育長というのは教育委員の中から選ばれるのであって、長く教育長がいなかった場合には、残りの教育委員から教育長を決めるということとは出来ないのでしょうか。

教育長職務代理者) 法律的にはできます。教育委員さんにつきましては、議会の同意もごさいます。その中でも教育長候補ということになっておりますので、法律上は出来るけれどもなかなか難しいことだと思っております。

大橋委員) 4月1日から来られる方が教育長はできませんとなったらどうなるのですか。

教育長職務代理者) 暗黙の内に候補になられた方ができる中での推薦同意だと思えます。教育長になられますと他の教育委員さんと違って非常勤職から常勤職ということで仕事の兼職とかができませんので、教育委員さんから教育長になるにはある程度の条件があるということで、新しい教育委員さんはある程度、条件もクリアした中での推薦でございます。

曾根田委員) さっきも言ったけど、今後の大事な機構図を間違えることが理解できない。総務課に説明させなさい。

竹内委員) 理事については、総務課の方とここで話しあって確認したことは伝えておいてもらわないと1人、人が配置されたということで本来ならば、仕事がスムーズにいったって、それぞれの仕事がしやすくなるようにしたことで、そのようにならなければ意味のないことなので、理事の立場については教育委員も含めて事務局の人たちも1人入ったことによって仕事がやりやすくなるという方向に持っていかないと意味が無いので、そのところは確認してもらいたいと思えます。1人入ることによって非常に仕事がやりにくくなり、返って障害とまで行かなくてもそのようなことになってしまいますよだとなんのために置いたのかということになりますので、このようなことにならないためにもう1度確認をしていただきたいと思います。

曾根田委員) もう1度言わせてもらおうと、そこにある資料2の第6条の教育長に事故のあるときについては基本的には地方自治法の第152条と同じような形で下の方にどんどんやっていくことは問題ないのですが、こういうことはあるんだけど、理事はスタッフだから職務権限はないということで理解しております。あとは我々の中で何をやるかは決めますということです。

教育長職務代理者) 教育長を欠いた時は理事が職務代理となりますが、それ以外の場合はスタッフということで、それ以外は教育委員会の中で役割を持つということです。

委員長) 組織図についてはいろいろありますけれど、曾根田委員からもありました職務権限については、私達の話し合いの上で決定していくということで確認してよろしいでしょうか。組織図が訂正されてから審議したと思います。議案第 25 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則については中断いたします。

曾根田委員) 議案 26 号、27 号は秘密会になると思うのですが、内申の前に疑問があります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の同法第 46 条「勤務成績の評定」があるのですが、これに関して県費負担教職員の勤務成績の状況については、地方自治法の地方公務員の規定に関わらず市町村の教育委員会が行うものとなっています。内申が出てきたのだけれども勤務成績についてはどうなっているのですか。

子ども育成課主幹) 教職員の人事評価については、県の条例、規則、要綱に従ってそれぞれの教育委員会で行っておりますが、校長・教頭は、私が最終評価者になっております。教職員は、校長が最終評価者で評価を行っております。

曾根田委員) それは良いのですが、地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律の第 46 条で県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとするがあります。日々の営みはいいのですが、最終判断をするのは、我々教育委員ではないのですか。こちらもなしで内申は理解できません。

教育長職務代理者) 把握はできておりませんが、評価は教育長の事務権限の中で行っているのではないかと。教育長に事務を委任している部分、事務の委任のできないものは事務委任規則で定めてございます。その中には、評価までは教育委員さんまでは諮らないと理解しております。

曾根田委員) 何か根拠はありますか。

教育長職務代理者) 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の第 1 条、この規則は、大磯町教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づく委任その他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。第 2 条で次に掲げる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。これが付議事項ということです。県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退についての内申に関する事となっておりますので付議いたしました。

曾根田委員) 第 3 条の教育長の専決事項のどこにあるのですか。

教育長職務代理者) 第 4 条 第 2 条第 1 項各号及び前条各号に掲げるものを除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任するということで、専決ではなくて、もろもろの事務処理を委任しております。事務は教育長が行うのですが、2 条にあるものは教育委員会に諮らなければならないとなっております。

曾根田委員) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 3 項があるのですがそれでいいのですか。

竹内委員) 具体的には、教職員の評価について教育委員は非常勤という立場でもあるし、権限はあるのだけれど、時間的な余裕等から考えてそこまでは責を負わせるのは大変かなということで事務委任していると思います。ただ、評価はしてあるので、この評価なのでこうしたいというところまでは教育委員に対して説明できるのかというのはその辺はどうですか。

曾根田委員) 営みはいいのですが、内申するのに何も基準がなくってできますかと言っているのです。こういう評価ですというのは、あってしかるべきではないですか。内申にあたっての根拠はあるのでしょうかということです。

教育長職務代理者) 内申にあたっての根拠、例えば、昇格、昇任、配置替えとかいろいろあると思いますが、配置替えについては年数等、個々の職員の事情によって違うと思います。昇格になれば勤務評定がでてくるでしょうし、異動によってもろもろの理由はあると思います。

曾根田委員) どんな基準で内申するというのがあるもので秘密会とするのではないですか。

教育長職務代理者) 内申にあたりましては、議案は内申で出しておりますけれども何回か教育委員さんとの中で、こう考えているとお示ししながら事務局としては進めてきたつもりです。その中である程度、事務局に一任されてまとめてきましたので意見を聞きながら進めてきました。

曾根田委員) それは分かっています。その中で尺度があつてしかるべきではないですか。

竹内委員) 他の自治体とかですと評価は、教職員職員課長だとか教育長までは目を通すと思いますが、教育委員まで評価の部分を見せているというのは、そういうところは県の方からの指示等がありますか。小さな町なので教育委員に評価に目を通してもらうことは可能だと思います。そういった素朴な疑問が出たときに県の意向はどうなっているのですか。

子ども育成課主幹) 内申の資料として人事評価をお示しできるのかということだと思いますが、この場では回答できません。昇任・昇格に関わる資料ということであれば、県の方で教頭になるための研究会等を通して人物がどうなのかを県教委としてやっているの、その結果についてお示しすることはできると思います。また、内申に際して教員から総括教諭になる場合もこちら側で総括教諭になる実績等をお示しする中で人事案件をとるのであれば可能だと思います。

曾根田委員) 日々の営みの評価を見せろとかいうつもりはまったくなく、細かい資料を見せろと言っている訳でもなく、私達に反省もあります、少なくともこういう基準で、こういう観点でこう評価しましたということは、言うべきではないかということです。

教育長職務代理者) 先程、各々観点があるということで、昇格については、この評価があつてこうあげたいという背景があるというお話ですか。

曾根田委員) 今後に踏まえて、日々に営みの中でこういうことやっていくのではないですか。

委員長) 休憩いたします。

休憩

委員長) 休憩を閉じて再開します。

総務課主幹) 書類に不適切な部分があり申し訳ございませんでした。教育委員さんからご指摘をいただいた部分を修正させていただいて、本来の機構図の形にさせていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。今後、このようなことがないようにしたいと思っております。

曾根田委員) 教育委員会に総括課長がないのはどういうこと。

総務課主幹) 今回に関しましては教育委員会にも理事を配置させていただきますので、その理事が子ども育成課と生涯学習課の取りまとめ役となりますので、教育委員会につきましては総括課長という兼務職をとらせていただいております。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第 25 号については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 25 号 磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

## **議案第 26 号 県費負担教職員の任免に係る内申について**

## **議案第 27 号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について**

委員長) 議案第 26 号及び議案第 27 号につきましては、両議案とも人事案件となります。よって、議案の性格上、秘密会とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) ご了承いただきましたので、これより秘密会とします。

(秘密会)

休憩

委員長) 休憩を閉じて再開します。ただいま秘密会において、議案第 37 号、県費負担教職員の任免に係る内申について、議案第 38 号、教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動については原案どおり承認いたします。

## **報告事項第 1 号 平成 23 年大磯町議会 3 月定例会について**

教育長職務代理者) 平成 23 年大磯町議会 3 月定例会は、2 月 18 日から 3 月 16 日の 28 日間の会期で行われました。日程に従い報告させていただきます。お手元の資料をご参照ください。2 月 18 日に 3 月議会初日に平成 23 年度一般会計予算ほか 5 特別会計予算など 18 件を上程しました。最終日の 3 月 16 日に 3 件の追加議案が上程されました。議案ですけれども条例改正が 3 本、町道認定が 4 本、固定資産評価審査委員会委員の選任、補正予算、いずれも可決されております。補正予算の教育委員会関係では、「ひかりをそそぐ交付金関係」と「きめ細やかな交付金関係」でそれぞれ学校の図書ですとか、学校の修繕等の予算を計上しております。また、幼稚園支援員、給食調理員の臨時賃金、新学習指導要録に伴う教職員の教科書、指導書等の予算も計上しております。補正予算につきましては、国関係の予算は繰越になります。6 事業について明許繰越事業として提案させていただきました。補正予算についても承認をいただきました。24 日に当初予算に伴いまして施政方針が述べられました。施政方針を受けまして 6 名の議員さんから総括質疑が出されました。教育委員会関係では、2 名の方

から質問が出されました。土橋議員より「社会科副読本の改訂の目的と内容は」との質問がありまして、町長の方から発行の目的は、地域社会学習に加え、郷土に対する興味を持ち、郷土を愛する心を育むために作製している。本町の歴史、文化、産業、暮らし等、また、町にゆかりのある人物コーナーなど設けられていて、非常によく出来た本である、小学生だけではなく一般の町民にも販売してはどうかとの話がありました。鈴木議員より「幼小中の支援員・AETなどの体制は万全か」「給食費、教材費の保護者負担は」「小磯幼稚園の民営化の質問」「図書館のあり方は」について質問がありました。幼小中の支援員・AETについては、「平成 22 年度と同様の体制」。給食費は「法に基づき、保護者負担」、学級費については、「個人に還元されるものは、原則、保護者負担、その他は公費負担」、小磯幼稚園については、「子どもたちが今までと同じような形で通えるよう考えている」、図書館のあり方については、「業務の委託内容や受託者の選定について検討した上で、図書館サービスの向上をしていきたい」と回答しております。続きまして2月 28 日、3月 1 日の2日間、一般質問が議員 9 名、24 問出されました。教育委員会関係は、7 名、7 問の質問がありました。竹内議員より 1 問目「青少年の健全育成について」という質問が出されました。質問にもございますように平成 23 年度 4 月から神奈川県では神奈川県青少年保護育成条例が改正される関係の質問でした。町長の方からは、児童虐待、いじめ、インターネット、たばこ、アルコールなど大人のまねをし、いい悪いの判断はできても、興味の対象となっていく。大人の問題として言うてしまうのは簡単だけれども、大磯町では、どうしていかなければいけないかということで、一つの例として、スポーツ、文化、音楽を通して、交流事業を試みようと思っているという答弁をしております。私からは、青少年指導員をはじめ、保護者、地域、学校、警察など関係機関との連携を含め、体験活動学習、家庭教育事業など文化交流事業などに取り組んでいきたいと回答しております。2 点目の坂田よう子議員につきましては、町長の公約にありました子育て支援の関係で「子育てしやすい町づくり」「中学校に給食の実施について」「人生の達人と子どもたちの交流の場づくりについて」「次世代支援の強化に関する今後の展開について」4 点の質問が出てございます。「子育てしやすい町づくり」については、昨年度作成しました「次世代育成支援地域行動計画」に基づいて待機児童のゼロ、学童保育の施設整備、校舎、運動場、教室の活用といった面に力を入れたいという答弁がございました。待機児童につきましては、サンキッズの増築を一時対策として行うが、今後も保育施設を求めていく必要があるという回答をしております。「中学校給食について」は、多くの保護者や関係者もしくは生徒などと話し合いをし、いろいろな形の給食のあり方を大磯方式として皆さんとともに諮っていききたいとの回答でした。「人生の達人と子どもたちの交流の場づくりについて」は、子どもたちに、いろいろな経験をお持ちの方にいろいろと教えて欲しいということで、これは放課後子ども教室等の事業で活用が図れないかという趣旨で答弁をしております。私の方から「次世代支援の強化に関する今後の展開について」は、国の方で大きな子ども子育て対策のシステムの改正の検討が行われておりますので、今後の国の動向を見定めていきたいということで、今のところは、お答えできる部分がないと回答させていただきました。続いて、鈴木修議員からは、「教育現場の

諸問題について」ということで、1点目は「生徒による暴行事件等について」、2点目は「小・中学校のクラブ活動活性化について」というご質問でした。1点目の中学校の暴行事件の件ですが、町長の方から町民のみならず、保護者の方には大変ご心配をかけ申し訳ないという話を冒頭にさせていただきました。学校が落ち着かない状況は聞いていたが、その予兆があったにも関わらず、適切な処置が行われていなかったと、あとから言うのは簡単だが、学んでいかなければならないと思うと話がございました。私からも、保護者はじめ、町民の皆様にお詫びを申しあげました。教育委員会としても生徒指導に一生懸命取り組んでいたが、今一步、子どもと向かい合い、厳しくも愛情ある対応が必要であると考えるという答弁をさせていただきます。クラブ活動の方につきましては、音楽活動の顧問の先生が一部負担をしている事実を確認しておりまして、財政的にはきびしいが、そういうことは決して好ましいものではないとお答えし、出来るだけ支援をしていきたい。清水弘子議員の最後の質問で「国府小学校のオープンスクールの教室の間仕切り解決をどう進めるか」昨年の3月にも同じ様な質問がありまして町長にもこういう課題があると認識していただきたいとの趣旨の質問でした。町長の方からは、オープンタイプ教室については、利便性と問題点を聞いている。当時は、従来の座学から体験的な活動へと多様な学習活動への対応とも伺っている。国府小学校の改修については、施設の老朽化と多様な授業形態への対応、地域への開放問題など将来を見据えた改修が必要と思っていると回答がありました。奥津勝子議員の「小児医療費助成の拡大について」ということで内容につきましては、大磯町では通院は所得制限を設けて小学校6年生、入院は中学校3年生まで助成していますが、近隣では通院を中学校3年生まで拡大しているところがあります。それについて大磯町ではどうかという趣旨の質問でした。町長の方からは、「中学生までの医療費助成拡大」については、所得制限と併せて検討していく必要があるとお答えしました。学校給食について鈴木京子議員より質問がありました。中学校給食については、家庭でつくる母親の食事が最高であることは間違いのない事実である。しかし、家庭でもいろいろな事情がある。また、「学校のカリキュラムの問題」、「大磯町の財政状況など」実施しようとした場合は、いろいろな問題がある。みんなで話し合っってどういう形なら中学校給食が出せるのか方向性を出していかなければならないというような回答をさせていただきます。私の方からは、平成23年度の教育委員会基本方針で学校給食のあり方ということで掲げ検討を始めていきたい。検討に当たっては、保護者、子どもたち、それぞれの立場の方々との意見交換会の機会を作っていきたい。教育委員と協議し、町長と調整しながら進めていきたいと回答させていただきます。最後になりますが浅輪いつ子議員からは、教師への暴力事件の件についての内容の質問でした。(1)番目については、全体の小中学校の校内暴力の状況ということで統計的なものをお答えしました。様々な対応をしてきたが指導も足らなかったと鈴木議員と同じ様な回答をしております。その後、この件に対してどの様な対応をしたのかということで、きめ細かく学校の対応、教育委員会の対応を説明いたしました。心のケアはどうしているかとの質問には、スクールカウンセラー等で心のケアの体制をとっていると説明いたしました。「次の世代を担う人材育成について、どのように議論し具体策は」と抽象的な質問でしたが、各施策については、学

校、地域、家庭との連携・協力を図り子どもたちの成長にあわせて施策を展開していく。施策の計画や実行にあたっては、教育委員会だけの議論ではなく、保護者や地域の方、あるいは当事者である児童や生徒などみんなで議論できる場も必要と考えていると回答してございます。以上が一般質問でございます。3月8日には、教育委員会所管関係の予算特別委員会が開催されまして、延べ16名、40問の質問がありました。主には予算の内容ですが、何点かご指摘のあった部分があります。1点は、国府中学校のグラウンド改修にあたりましてテニスコートの整備までできないかとの質問がありました。福祉文教常任委員会でもお話があったので、テニスコートを含めた設計もお願いはしてあります。テニスコートを含めた中での予算額では難しいという状況を説明させていただきました。2点目は、光熱水費の関係で、小学校の光熱水費が中学校の倍あるとのお話で、なぜ小学校は多いのかという話でした。原因は、学校給食等であると回答しました。節電の時期でありまして大磯小学校の校舎の明かりの問題もあって改善していく必要があるとの指摘がありました。今までも回路の改修等はしましたが、町民の方に節電を呼びかけている中で、余分な電気の配線になっているので細かく切れるような配線にするよう進めております。最終日、3月16日につきましては、各委員会付託された陳情、議案について委員長から審査結果を報告されました。当初予算についても委員長より報告を受けて賛成多数で可決されております。議案第28号「指定管理者の指定について」、議案第29号「教育委員会教育委員の任命について」、議案30号「人権擁護委員の候補者を推薦することについて」の3件を追加上程されました。教育委員については、依田勝也氏が賛成多数で議会に同意されました。なお、任期は23年4月1日から4年間です。以上で平成23年大磯町議会3月定例会の報告を終わります。なお、議会の詳細につきましては、町長の答弁等、私の説明ではニアンスが伝わらないところがありますので、会議録が公開されましたら、各委員に配布させていただきます。

## 報告事項第2号 平成23年図書館蔵書点検のための休館について

図書館長) 平成23年度の蔵書点検のため、休館を致しますので、その内容をご報告します。休館日につきましては、4月18日月曜日のための休館に引き続き、19日火曜日から22日金曜日までを休館し、実質4日間を蔵書点検にあて、翌日土曜日から開館するものです。休館の根拠法令は、裏面に記載しております、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第5条第3号 4月1日から4月末日までの間において、10日以内とされているものです。休館中は、平成23年度の蔵書点検を行うもので、本館と分館で所蔵しています。図書資料のほかCDなどの視聴覚資料、計23万4千点の点検を行います。今般、計画停電実施にあたり、一部点検を実施しない場合があるかと思われます。具体的な点検計画を今後作成して進めてまいります。休館の周知方法としましては、広報おおいそ4月号「図書館・郷土資料館だより」やホームページへの掲載、館内・館外の掲示を行うほか、県内公共図書館へは県立図書館を通じて通知をいたします。なお、この度の蔵書点検につきましては、昨年1月から窓口業務委託を受託し、23年度も委託

を予定しております、株式会社有隣堂の従事者と職員を主として実施するものです。

(質疑応答)

大橋委員) 東北関東大震災のときに落ちたもので怪我をされたとか、CDがばらばらになったとかありますが、地震等に備えた点検ではないのですね。

図書館長) 今回の点検は、毎年1回行っております蔵書点検です。先日、発生しました東北関東大震災の状況ですけれど、図書館のおきましては、棚から本が落ちるなどの実質的な被害はありませんでした。

竹内委員) 4日間というのは、毎年このくらいの期間ですか。分館の方も同じですか。

図書館長) 例年、4日間を見込んでおります。分館につきましては、1日くらいで点検が終わりますので、4日間のうち1日を充てる予定です。

**その他**

曾根田委員) 議会の所信表明で、「教育委員会と壁がある」「垣根がある」という発言について、教育委員会として看過できないということでその真意を全員で町長に話を伺いまして、こういう発言について如何なものかと申し入れしてあります。

教育長職務代理者) 4月1日に臨時会を予定しております。議題につきましては、「教育長の選任について」となります。時間につきましては、午前8時、4階委員会室、その後、辞令交付式となります。よろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 23 年 4 月 20 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_